

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱</p> | <p>高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱</p> |
| <p>第1条から第6条まで省略</p> <p>(研修期間等)</p> <p>第7条 第4条の規定による研修者受入事業の対象となる研修の期間は、研修生1名につき3か月以上2年以内とし、1か月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は事故・<u>病気等</u>、<u>または受入先が定める休暇(土日・祝日、長期休暇等)</u>の理由が生じた場合、この限りではない。</p> <p>2 2年を超える研修を行う事を妨げない。ただし、2年を超える期間については、補助対象としない。</p> <p>3 第4条の規定による販路開拓支援事業の対象となる市場調査は、複数回あるいは複数名により実施する事を妨げない。</p> | <p>第1条から第3条まで省略</p> <p>(研修期間等)</p> <p>第7条 第4条の規定による研修者受入事業の対象となる研修の期間は、研修生1名につき3か月以上2年以内とし、1か月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は事故等のやむを得ない理由が生じた場合は、この限りではない。</p> <p>2 2年を超える研修を行う事を妨げない。ただし、2年を超える期間については、補助対象としない。</p> <p>3 第4条の規定による販路開拓支援事業の対象となる市場調査は、複数回あるいは複数名により実施する事を妨げない。</p> |
| <p>第8条から第18条まで省略</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第19条 知事は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、<u>病気、災害等のやむを得ない事情として補助事業者が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。</p> <p>(2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 補助事業者が自ら定める規定、要綱等の規程に基づき研修補助金の一部又は全部を返還させたとき。</p> <p>(5) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。</p> <p>(6) 研修受入生産者等が研修生の研修を中止したとき及び、研修生が長期研修を中止したとき。</p> <p>(7) 研修生が長期研修修了後、研修期間の1.5倍以上の期間、県内に滞在し、<u>研修を受けた伝統的工芸品等産業に従事しなかったとき。</u></p> | <p>第8条から第18条まで省略</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第19条 知事は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、<u>病気、災害等のやむを得ない事情として補助事業者が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。</p> <p>(2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 補助事業者が自ら定める規定、要綱等の規程に基づき研修補助金の一部又は全部を返還させたとき。</p> <p>(5) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。</p> <p>(6) 研修受入生産者等が研修生の研修を中止したとき及び、研修生が長期研修を中止したとき。</p> <p>(7) 研修生が長期研修修了後、研修期間の1.5倍以上の期間、県内に滞在しなかったとき。</p> |
| <p>第20条から第23条まで省略</p> | <p>第20条から第23条まで省略</p> |

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補助金については第13条第1号から第5号まで、第15条、第16条第3項、第19条、第20条及び第22条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補助金については第13条第1号から第5号まで、第15条、第16条第3項、第19条、第20条及び第22条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 第1号様式(第10条関係) 省略 第1号様式の1 省略 第1号様式の2 省略 (参考様式1) 省略 第2号様式(第14条関係) 省略 (参考様式2) 省略 第3号様式(第16条関係) 省略 第4号様式(第16条関係) 省略 第5号様式・(参考様式3) 省略 | 第1号様式(第10条関係) 省略 第1号様式の1 省略 第1号様式の2 省略 (参考様式1) 省略 第2号様式(第14条関係) 省略 (参考様式2) 省略 第3号様式(第16条関係) 省略 第4号様式(第16条関係) 省略 第5号様式・(参考様式3) 省略 |

